

## 子どもを消費者トラブルから守りましょう!!

消費者トラブルに遭うのは、子どもも例外ではありません。例えば、携帯電話やパソコンを利用する子どもの低年齢化により、子どものインターネット利用が広がり、さまざまなサイトにアクセスする機会が増えてきています。便利さの反面、知らず知らずのうちにトラブルに巻き込まれてしまうこともあります。トラブルに遭った場合、子どもだけでは解決が難しく、保護者の見守りが大切になってきます。ここでは、いくつかの事例をご紹介します。

### 相談1

#### 知らないうちにアダルトサイトにつながり登録!?

中学生の息子が、パソコンで芸能人のブログを見ていて、プログラムキングをクリックしたところアダルトサイトにつながってしまった。

しかも、「ご登録ありがとうございます。会費70,000円を振り込んでください」との表示が出た。

#### アドバイス

有料という表示がないため有効な契約とは言えないので、支払わないで無視するよう助言しました。有料サイトであれば、あらかじめ料金が表示されていなければならず、利用者が見落とししたとしても確認画面がなければ契約は無効と主張できます。場合によっては、『登録誤りや退会の場合はご連絡ください』と書かれていることもあります。連絡することによって氏名、住所や電話番号などの個人情報を伝えることになり、さまざまな方法で請求が来てしまうので絶対に連絡をしないよう助言しました。



### 相談2



#### 無料ゲームで遊んでいたら高額請求!?

小学生の娘に頼まれ、無料のオンラインゲームをするために携帯電話を貸した。娘がどう操作したのか、後日携帯電話会社から約80,000円もの請求書が届いた。

#### アドバイス

ゲームをするのは無料でも遊ぶためには携帯電話の「通信費」がかかり、ゲームやアバター（ネット上で自分の分身となるキャラクター）で使うアイテムを購入すれば知らず知らずのうちにお金がかかります。子どもにオンラインゲームを利用させる前には、保護者が利用規約等に目を通し、高額な契約に至ることはないか確認をするよう助言しました。

## 相談3

### タレント養成スクールのオーディションを受けたけど…

娘がインターネットのホームページを見て、タレント養成スクールに応募した。オーディションを受けたら3次面接まで進んだ。娘は喜んでレッスンスクールの契約書を書いてしまった。ところがレッスン料50万円は自費だとわかったので、解約をしたい。

#### アドバイス

インターネットのホームページには申込方法やテレビでよく見るタレントは載っていても、費用については出ていなかったため、レッスンスクールにお金がかかるなどは思っていなかったとのこと。今回、契約先のタレント養成スクールに消費生活相談室から確認したところ、契約書と一緒に解約通知書を送付すれば解約に応じるとのことでしたので、コピーを取り\*特定記録郵便で送るよう助言しました。

\*特定記録郵便（基本料金＋特定記録160円で、郵便物等を差し出した記録を残せるものです）



ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。消費生活相談室については、4ページでご紹介します。

## 子どもの事故に注意しましょう!



子どもは、思いがけない行動や反応をすることがあり、それによってさまざまなトラブルに巻き込まれることが少なくありません。どのような事案があり、どのように注意したらよいか情報を得ることも大切です。国民生活センターのホームページでは、製品によるトラブルを中心に情報提供していますのでご活用ください。

#### 掲載記事例

- 耳の中に入れてしまい膨張して取り出せなくなったピアス
- 子どもに流行の「ローラー付シューズ」の事故
- スリングや抱っこひもなど赤ちゃん用子守帯で、すべり落としたりしめつけによる事故 など

詳しくは、国民生活センターホームページ  
([http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/kodomo\\_jiko.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/kodomo_jiko.html))でご確認ください。

# こんな時には消費生活相談室をご利用ください!!

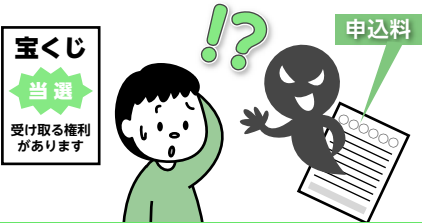
消費生活相談室は、市民の方の契約に関するトラブル、多重債務、訪問販売など消費生活に関する相談や苦情に対して、専門の資格を持った相談員が電話や面談で、アドバイス・事業者とのあっせん・専門機関の紹介などを行っています。

身近な相談機関である市の消費生活相談を、ぜひご利用ください。



## 相談の一例

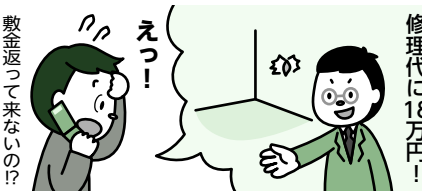
○突然、海外宝くじの当選金を受け取る権利があるという手紙が届いたが、どうしたらよいのか。



○景品がもらえると誘われて、会場に行った。日用品を無料でもらい、その場の雰囲気が高価な健康食品を思わず購入してしまったが、返品したい。



○賃貸住宅の退去時にハウスクリーニング代やクロス張替代などを請求され、高額で敷金では足りないが支払わなければいけないのか。



○訪問販売で話を聞いているうちに高額な布団を契約してしまったが、解約したい。



○パソコンで動画を見ていたら、お金を請求する画面が現れて消えなくなってしまった。



○消費者金融などの借金があるが、病気になって支払いが困難になってしまった。



○電話がかかってきて未公開株や社債などを「必ずもうかる」と言って購入を勧められ、会う約束をしたが信用して大丈夫なのか。



## 電話や面談でご相談いただけます

ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください

相談日 毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
午前10時～正午、午後1時～4時

場所 市役所2階 消費生活相談室(地域づくり支援課 25番窓口)  
電話 463-1111(内2256)



## 多重債務で悩んでいる…まずご相談ください!

生活費や買い物などさまざまな理由をきっかけに、借金をしたが返済に行き詰まり、また借金を繰り返すことなどにより陥ってしまう多重債務者が増加しています。貸金業法が改正されましたが、誰にも言えず借金の問題に悩んでいる方々もいます。

消費生活相談室では、**多重債務の相談**について債務の状況を確認しながら、アドバイスや情報提供、専門機関の紹介などを行っています。

### 市役所以外の主な相談先 (詳しくは、各相談機関にお問い合わせください)

- 財務省関東財務局多重債務相談窓口  
さいたま新都心合同庁舎 1号館17階(さいたま市中央区)  
面談・電話相談(予約なし) ☎048-600-1113(直通)  
日時/月～金曜日(祝祭日を除く)  
午前9時～正午・午後1時～5時
- 法テラス埼玉(さいたま市浦和区)  
☎050-3383-5375  
日時/月～金曜日 午前9時～午後5時
- 埼玉弁護士会法律相談センター(さいたま市浦和区)  
面談相談(予約制) ☎048-710-5666  
日時/月・水・木曜日 午前10時～正午・午後1時～4時  
火・金曜日 午前10時～正午  
電話相談(予約なし) ☎048-865-0969  
日時/月～金曜日 午前10時～正午・午後1時～4時
- 埼玉県県民相談総合センター  
埼玉県庁第2庁舎1階(さいたま市浦和区)  
☎048-830-7830  
日時/月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～6時



### ヤミ金融業者に注意してください!

貸金業を営む場合は、国または都道府県の登録を受けなければなりません。無登録の金融業者が電話やダイレクトメールなどで「即日融資」「低金利で簡単」などと多重債務者をターゲットに勧誘してきます。勧誘のチラシに携帯電話の番号と業者名しか書かない『090金融』、契約していないのに勝手に現金を振り込み、法外な高金利の利息などを請求する『押し貸し』など、ヤミ金融業者から借り入れをすると高金利のため利息が利息を生み、借金の額が雪だるま式に増えて返済不能となり、返済が遅れると脅迫的な取り立てにあいます。また、『ソフトヤミ金』と呼ばれて、脅迫的な取り立ては行わないとされているものもヤミ金の一つです。違法な高金利で貸し付け、返済が滞れば最終的に脅迫的な取り立てになる可能性があります。

#### ○ヤミ金融に関するご相談は…

ヤミ金融被害対策埼玉弁護士団 平日 午前10時～正午、午後1時～4時 048-836-3466

ひとりで悩まずに勇気を出して相談してください